

募集要項

地域生活移行推進事業の受託を希望する事業者を募集します。

1 業務名称

地域生活移行推進事業

2 業務概要

病状が安定しているにも関わらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対して、各種相談等を行い、退院意欲を高め、本人の意向により、障がい者自立支援給付制度の地域移行支援の申請ができるよう支援することを目的とする。

3 登録事業者募集期間

ホームページ掲載日から令和8年3月31日まで

4 事業者募集から契約事業者決定までの流れ

事業者募集からの一連の流れは、次のとおりとする。（下線部は受注者の業務を示す。）

業務受託希望事業者の募集 → 業務受託希望事業者登録申請 →
応募内容の審査 → 業務受託希望事業者の決定、登録 →
登録事業者への案件提案、受注希望調査 → 登録事業者からの応募 →
契約事業者の決定、通知 → 業務委託契約締結 → 業務の開始

5 業務に関する事項

（1）支援対象者の決定

病状が安定しており、大阪府下の精神科病院で入院が長期化している者の中から発注者が選定する。

（2）契約事業者の決定方法

次の手順に従い、発注者において決定する。

ア 発注者が支援対象者を決定後、本要項により、地域生活移行支援推進事業の受託事業者として登録された事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、指定されたメールアドレスに次の要支援者情報を送信し、受注希望の調査を行う。

（ア）入院前の居住区

（イ）入院病院の市町村

（ウ）支援対象者の性別

（エ）支援上配慮を要する場合、支援担当者の性別

イ 登録事業者は、指定期日までに電子メールを返信し、受注希望の意思表示を行う。

ウ 受注希望の意思を示した事業者数に応じて、次のとおり受注事業者を決定する。

(ア) 受注希望の意思を示した事業者が 1 者の場合

当該事業者を受注者とする。

(イ) 受注希望の意思を示した事業者が 2 者以上の場合

発注者において抽選により 1 事業者を選定する。

(ウ) 受注希望の意思を示した事業者が存しなかった場合

発注者において、登録事業者と協議のうえ 1 事業者を選定する。

エ 上記手続きにより事業者を決定した場合は、決定事業者あて連絡を行うとともに、指定期日までに大阪市ホームページに結果を公表する。

(3) 契約期間

契約締結日から 180 日間とする。

なお、上記契約期間が年度を跨ぐ場合は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年条例第 5 号）により、長期継続契約とする。

ただし、翌年度において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができる。

(4) 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約

(5) 契約条項

別添 1「業務委託契約書（概算契約）」のとおりに

なお、契約期間が年度を跨ぐ場合は、別添 2「業務委託契約書（概算契約）（長期継続契約用）」のとおりに

(6) 契約金額

支援対象者 1 人につき、382,920 円（消費税等を除く。）とする。

なお、本契約は概算契約とし、契約金額の確定は、次に示す単価に最終の確定数量及び消費税率を乗じて得た金額とする。

ア 支援担当者による訪問支援 1 回あたり単価 12,500 円

（ただし、1 箇月の上限を 3 回とし、契約期間内の 18 回を上限とする。）

イ ピアサポーター訪問支援 1 回あたり単価 5,160 円

（ただし、1 箇月の上限を 2 回とし、契約期間内の 12 回を上限とする。）

ウ ピアサポーター訪問支援 1 回にかかる傷害・損害賠償保険料相当額

単価 500 円（こころの健康センターより紹介したピアサポーターが訪問支援を実施かつ当ピアサポーターが保険に加入した場合にのみ請求を可能とする。また、1 箇月の上限を 2 回とし、契約期間内の 12 回を上限とする。）

エ 精神科病院までの訪問支援時の交通費 1 回あたり 3,000 円以内

(ただし、交通費は公共交通機関利用で最も経済的な経路における交通費で、
回数の上限は、上記ア及びイと同様とする。)

(7) 業務内容 仕様書のとおり

6 応募事業者の要件

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 19 第 1 項に基づく、一般相談支援事業者（地域移行支援）および一般相談支援事業者（地域定着支援）の指定を受けていること
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 納税義務者にあつては、最近 1 年間に於いて消費税及び地方消費税、大阪市の法人市民税及び固定資産税を完納していること

7 応募事業者の受認要件

- (1) 応募事業者は、募集要項に示す内容を了知していること
- (2) 応募事業者は、申請内容の審査の結果、事業者登録とならない場合があり、また、事業者登録となった場合でも、必ず契約事業者となるとは限らないことを了知していること
- (3) 応募事業者は、支援対象者が障がい者自立支援給付制度の地域移行支援の申請を行った時点で本業務委託が履行完了となることを了知していること

8 業務受託希望事業者登録申請手続

- (1) 登録申請における提出書類、提出期限等

ア 申請書類

(ア) 様式 1 「地域生活移行推進事業受託希望事業者登録申請書」

(イ) 添付書類

イ 申請期限

随時申請受付を行う。

ウ 申請場所

下記の契約事務担当

エ 申請方法

直接持参・郵送又はメール送付とすること

(ア) 持参の場合

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に直接持参すること

(イ) 郵送の場合

期限内に申請書等が到着したものを有効とする。

(2) 登録事業者の決定及び通知

登録事業者の決定及び通知は個別には行わず、大阪市ホームページにて掲載することを以って決定及び通知に代える。なお、申請受理後 10 日以内に大阪市ホームページにて掲載する。

9 登録申請事項の変更届

登録事業者は、登録申請事項に変更があった場合は、登録申請事項の変更届（様式 2）を提出すること。

10 登録事業者の辞退等

- (1) 登録事業者から辞退の旨を届け出された場合は、登録事業者リストから抹消する。
- (2) 発注者が「6 応募事業者の要件」を欠いたと認められた場合は、登録事業者から抹消することができる。

11 その他

本募集要項に関する疑義がある場合は、随時下記の契約事務担当へ問い合わせること

12 契約事務担当

〒534-0027

大阪市都島区中野町 5 丁目 15 番 21 号都島センタービル 3 階

大阪市こころの健康センター

電話： 06-6922-8520

FAX： 06-6922-8526

電子メール：fc0009@city.osaka.lg.jp